

【ロシア】金融恐慌に対する緊急経済政策

海外立法情報課・津田 憂子

* アメリカのサブプライムローン問題を発端に金融不安が広がり、世界では株価が暴落するという事態に陥った。世界的な金融恐慌に対する緊急の経済政策として、ロシアでは国内金融システムを支援する新規の立法及び法改正が 2008 年 10 月中旬に立て続けに行われた。

背景

サブプライムローン問題、大手証券会社の倒産、それに伴う世界市場における株価の暴落、その結果生じた世界的な金融危機は G8 諸国だけでなく、発展途上国にまで波及している。実際に日本でも金融システム不安が表面化している。こうした状況のなか、ロシアでは国内金融市場の安定性を確保するために、対外債務に苦しむ国内銀行（政府系銀行又は民間銀行の両方を含む）に対し政府系金融機関からの融資を決定するなどの救済措置を含めた新立法の制定及び法改正が行われた。

国内企業及び銀行に対する融資支援策

まずロシアでは、国際金融危機の影響にさらされている国内の金融システムを支援するため、緊急の支援対策法案が短期間のうちに下院及び上院で可決され、2008 年 10 月 13 日付連邦法第 173-Φ3 号「金融システム支援に関する諸措置について」として公布され即日施行された。法案の骨子は以下の 4 点に集約することができる。

- 1 国家コーポレーション「開発・対外経済活動銀行」に対し次の 2 つの権利を与える。
 - ① 2008 年 9 月 25 日までに国内企業が海外企業から貸付金（ローン）を受けた場合、この法律の施行日から 2009 年 12 月 31 日までの間、当該企業に対し返済のための貸付金（ローン）を外貨で供与する。
 - ② 2008 年 9 月 25 日までに生じた債務に関し、当該企業に対する海外債権者の請求権を（代わりに）取得する。また、貸付金（ローン）を供与する条件として、貸付金（ローン）返済期間までは第三者からの貸付金（ローン）受領及び受領に関する契約の諸条件について、「開発・対外経済活動銀行」との間で調整する義務を設けることとする。
- 2 以上の 2 つの権利を行使するために、ロシア連邦中央銀行（以下、中央銀行という）は「開発・対外経済活動銀行」に対し、最大で 5000 万米ドルを寄託金として配分する。
- 3 中央銀行には信用機関（ここでは、政府系銀行又は民間銀行の両方を含む）との間に契約を締結する権利が与えられる。契約に従って、中央銀行はこの法律の施行日から 2009 年 12 月 31 日までの間に、当該信用機関が別の信用機関と行った取引で

生じた損失を補償する義務を負う（ただし、この法律の施行日から 2009 年 12 月 31 日までの間に銀行業務ライセンスが無効にされた信用機関との取引に限る）。

- 4 この法律の施行日から 2019 年 12 月 31 日までの期間に、国民福祉基金の資金（これまでの用途としては年金等の赤字補填に充てられていた）から最大で 4 億 5000 万ルーブルを寄託金として「開発・対外経済活動銀行」に配分する。当該資金は、公開株式会社「VTB 銀行」及び「ロシア農業銀行」に対して、また、その他の国内信用機関に対してもある一定の条件下において劣後貸付を行うために用いられる。その際、「VTB 銀行」には最大 2 億ルーブル、「ロシア農業銀行」には最大 2500 万ルーブルが計上される。

その他の法改正

国内企業及び銀行に対する政府系金融機関からの融資支援策と並行し、緊急の経済政策の一環として下記法律の改正が相前後して行われた。

個人預金に対する補償限度額の増加措置 — 連邦法第 174-Φ 3 号の成立

- ・ 銀行業務ライセンスが無効となった場合など、当該銀行における個人預金の補償限度額は 70 万ルーブルまで引き上げられる。
- ・ 補償金の支払いは、2008 年 10 月 1 日以降保険料の支払いを要する事故が銀行に起こった場合に、補償限度額の範囲内で行われる。

中央銀行に対する金融措置 — 連邦法第 171-Φ 3 号の成立

- ・ 格付が低くない国内信用機関に対し、6 か月以内の期間であれば担保なしに貸付金を供与する権利が中央銀行に与えられる。
- ・ 格付機関によるリスト作成、貸付金債務者の返済能力を判定するための格付、貸付金債務者に対する追加的要求、貸付金供与の方式及び条件などの金融関連諸事項は、（中央銀行）最高責任者会議において決定される。

注（インターネット情報はすべて 2008 年 10 月 23 日現在である。）

・連邦法第 173-Φ3 号「金融システム支援に関する諸措置について」の原文に関しては、大統領府ホームページより、以下を参照。

<<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=048211>>

・連邦法第 174-Φ3 号「連邦法『国内銀行における法人預金保険について』第 11 条、及び、その他一部のロシア連邦法令の改正について」の原文に関しては、大統領府ホームページより、以下を参照。

<<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=048212>>

・連邦法第 171-Φ3 号「連邦法『ロシア連邦中央銀行について』第 46 条の改正について」の原文に関しては、大統領府ホームページより、以下を参照。

<<http://document.kremlin.ru/doc.asp?ID=048209>>